

川こ政第1467号  
令和8年3月24日

薬局 管理者 様

こども政策課長

川越市こども医療費及びひとり親家庭等医療費の受給者が薬局  
の窓口で医療費を支払った場合における対応について（依頼）

日頃より、本市の児童福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しているこども医療費及びひとり親家庭等医療費においては、受給者が保険診療を受けた際、薬局の窓口で支払いが不要になる場合と21,000円を超える医療費がかかった等、薬局の窓口で支払いが必要になる場合があります、支払った医療費は、市へ申請を行うことで償還払いされます。

償還払いの申請手続きは、川越市役所や市内各市民センター等で受け付けておりますが、申請に必要な書類を持参せずに来庁する受給者が多い状況です。

薬局の皆様におかれましては、このような現状を鑑み、窓口で医療費を支払った受給者に対し、償還払いに関する市公式ホームページ等の事前確認や不明点の事前問い合わせのご案内にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<市公式ホームページ>

『こども・ひとり親家庭等医療費支給制度の償還払い（払戻し）』

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/iryo/1006606/1006615/1006622/1019888.html>



※市窓口で案内する際に活用しているチラシも参考に添付させていただきます。

【担当部署】

川越市役所 こども政策課 こども給付担当

TEL 049-224-6278（直通）